

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4年10月25日(火) 午後6:51～ 7:25

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄 欠	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之 欠	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農地法第3条
- ・ 議案第2号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第3号 利用状況調査等に係る日のうち事務取扱要領について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可・不許可
- ・ 議案第2号 許可・不許可
- ・ 議案第3号 許可・不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、10月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>こんばんは、時が短くなり、寒い日が続きます。今日も会議がありますができるだけ早く終わって、家でゆっくりしていただきたいと思います。議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号7番の井上委員と8番の春名光博委員にお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第1号 P2 農地法第3条の案件です。</p> <p>■申請番号19番（所有権移転） 2筆</p> <p>譲渡人 奈義町●●● ●●● 氏</p> <p>譲受人 奈義町●●● ●●● 氏</p> <p>本件は、親子間での申請になります。今回の取得面積は、699㎡で、本村の農地を新規で取得する場合の下限面積は10aとなっており通常であれば取得できません。ただ、●●●氏はP9にもありますとおり、奈義町で10aを超える農地を世帯で所有していることから、本村での10a未満の取得であっても可能になります。</p> <p>詳細は、3～11ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明をお願ひします。</p>

事務局	<p>議案第2号 P12 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。 今回、1件の申請がありました。うち新規の設定が1件、再設定が0件となります。</p> <p>■申請番号2-17番（使用貸借） 2筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●● ●●● 氏</p> <p>詳細は、P13～14に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
<p>（意見聴衆）</p> <p>特になし</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第3号議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 P15 利用状況調査等に係る非農地事務取扱要領（案）についてです。</p> <p>いわゆる農地パトロールにより発見した非農地と思われる農地について、農業委員会から村の税務係へ提出し、そこから法務局へ依頼することで、職権にて非農地とする要領です。基本、所有者に事前通知しその回答をもとに非農地通知書を発送します。P19にある通り発送はしますが、なお書きの通り村が一括して申し出る旨書き添えています。</p> <p>全国的にあることですが、農業委員会から非農地通知を發布しても、法務局での手続きに行かないケースや、件数が大量にある場合に法務局での混乱が生じることから、これらのような事務を行うことが推奨されています。</p> <p>なお、法務局への提出が農業委員会直接ではなく、税務係から送付する件について、課税台帳との調整も必要であることや法律上、農業委員会からの提出に係る明記がないことからこのような手法になります。</p> <p>詳細は、P15～23に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	第3号議案について、何かありますでしょうか。
<p>（意見聴衆）</p>	
新田委員	中山間や多面の農地も非農地判断の対象になる場合もあるのか。
事務局	ありません。

会長	他に無いようでしたら、第3号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第1号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第1号 P28 農地法第3条の3の規定による相続の届出についてです。</p> <p>■報告番号16番 14筆 相続人 西栗倉村●●●● ●●●● 氏</p> <p>■報告番号18番 8筆 相続人 明石市●●●● ●●●● 氏</p> <p>詳細は、P26～32に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
(意見聴衆) 特になし	
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	<p>① 農地パトロールのご協力ありがとうございました。集計ができ次第、非農地の確認に3名以上で回りたいと思います。主に原野化していたり、林地化しているような場所を予定しています。4班に分けて日程調整しようと思いますのでご協力のほどよろしくをお願いします。</p> <p>② 12月の農業委員会の前に、今年度実証実験した菌根菌の水稻の報告会をしたいと思います。業者がきて説明するとのことですので。開催日時は追って連絡します。</p>
会長	以上よろしいでしょうか。 無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局長	お疲れさまでした。 それでは、閉会の辞を会長代理をお願いします。
会長代理	ご苦労さまでした。急に寒くなってきたので、皆さん体調など崩されないようにしてください。お疲れ様でした。

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____